

令和4年度 鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画(案) についてご意見をお寄せください。

鳥取市では、鳥取市保健所の管轄内における食品衛生上の危害を防ぎ、住民の食の安全・安心を確保するために、食品衛生法に基づいて監視指導を行っています。

このたび、重点的、効果的な監視指導を実施するため、令和4年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画(案)を作成しましたのでお知らせするとともに、みなさんのご意見を募集します。

鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画(案)の概要

1 保健所(食品衛生監視員)による監視指導等の実施

- ① 流通食品の収去検査(抜取り検査)の実施
- ② 食品事業者等への監視指導の実施
- ③ 重点的に取り組む内容
 - ・改正食品衛生法に関する監視指導
 - ・食品表示に関する監視指導
食品表示法、景品表示法に基づく表示指導
 - ・食中毒予防対策の強化
(カンピロバクター、ノロウイルス、自然毒(ふぐ・有毒植物)、寄生虫(アニサキス等)の予防対策を重点的に行う。)
 - ・食品衛生上のリスクの高い施設を重点的に監視指導
(食品衛生法違反施設、大量調理施設、野生鳥獣肉処理施設等の監視指導を強化する。)

2 HACCPに沿った衛生管理に取り組む事業者への支援

- ① HACCP(ハサップ)の導入及び継続的な運用ができるよう技術的な助言、指導を実施
※HACCP・・・食品衛生法に規定された原則すべての事業者が取り組む食品製造工程における衛生管理手法。
- ② 食品衛生管理を行う者の養成及び資質向上

3 消費者に対する食品衛生の普及啓発

- ① 食中毒予防の啓発(様々な媒体を用いた食中毒予防方法の周知)
- ② リスクコミュニケーション(食品衛生に関する情報提供・意見交換)の実施

【計画(案)の閲覧方法】

本市公式ホームページでダウンロードできるほか、本庁舎総合案内所、各総合支所の窓口、鳥取市保健所 生活安全課(駅南庁舎1階)及び鳥取県東部圏域各町役場でも閲覧できます。

【応募方法】

様式は自由です。

住所・氏名を明記の上、郵送・持参・fax・電子メール・鳥取市公式ウェブサイト(意見フォームによる投稿)のいずれでも応募できます。

【結果の公表】

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

【応募・問合せ先】

鳥取市健康こども部 鳥取市保健所 生活安全課

郵 送：〒680-8571(所在地記載不要)

電 話：0857-30-8552 ファクシミリ：0857-20-3962

電子メール：shokuhin@city.tottori.lg.jp

市民政策コメント 意見提出用紙

【送付先】

<郵送> 〒680-8571 鳥取市富安2丁目138-4

鳥取市役所健康こども部 鳥取市保健所 生活安全課

<FAX>0857-20-3962 <E-mail>shokuhin@city.tottori.lg.jp

【募集期間】

令和4年2月10日（木）～3月4日（金）まで（17：15必着）

[illegible]

※個人情報（氏名、住所及び電話番号）は、この意見募集以外の目的では使用しませんが、ご意見により具体的な内容を確認するため、連絡させていただく場合があります。

なお、お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、公開することを前提としていますので、あらかじめご了承ください。

※他の様式でも結構ですが、住所・氏名は必ずご記入ください。